政　令

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十九号

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（令和八年法律第十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十月一日とする。

農林水産大臣　簗　和生
内閣総理大臣　高市　早苗

農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百号

農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第一項第四号並びに第三項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第八号」の下に「及び第九号」を加え、同条第八号中「及び持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この号及び第三条第一号において同じ。）」を削り、「が、株式会社にあつては」を「又は農林中央金庫が」に改め、「、会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加え、「、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの」を削り、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三条第一号において同じ。）であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する社員の過半を占めているもの

第二条中「第一条第八号」の下に「若しくは第九号」を加え、「同条第九号」を「同条第十号」に改め、同条ただし書を削り、同条の表第一号中「十五年（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者が同条第二項に規定する認定就農計画に従つて同法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要なもの（以下この表において「特定資金」という。）にあつては十八年、法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この表において「農業協同組合等」と総称する。）に貸し付けられるものにあつては二十年）」を「二十年」に改め、同表第二号中「十五年（特定資金にあつては、十八年。以下同じ。）」を「二十年」に改め、同表第三号から第五号までの規定中「十五年」を「二十年」に改め、同表第六号中「農業協同組合等」を「法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者」に改め、同表第七号中「十五年」を「二十年」に改める。

第四条中「千八百万円」を「二億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（令和八年法律第十七号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、」を削る。

農林水産大臣　簗　和生
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○総務省令第百十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第五号ただし書（同法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百六十四条第二項の規定に基づき、放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十八日

総務大臣　藤井比早之

放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。